

奈良市行政改革大綱（改訂版）

平成 1 2 年 6 月 1 5 日

目 次

ページ

第 1	行政改革の基本方針	1
第 2	推進期間	2
第 3	推進事項	2
1	事務事業の見直し	3
2	組織・機構の再編	4
3	定員管理及び給与の適正化の推進	4
4	人材育成の推進及び多様な人材の確保	4
5	情報技術の活用等による行政サービスの向上	5
6	開かれた市政と公正な行政運営の推進	5
7	自主財源の確保と軽費の節減合理化等の推進による財政の健全化	6
8	会館等公共施設の効率的な設置及び管理運営の推進	6

第1 行政改革の基本方針

21世紀を目前に控え、少子・高齢化や国際化、情報化社会への一層の進展、環境問題の顕在化、また、市民の価値観の変化により行政ニーズも高度・多様化するなど本市を取り巻く社会経済環境は、これまでになく大きく変化してきている。また、平成7年5月に成立した地方分権推進法に基づく「地方分権推進計画」を受け、平成11年7月には地方分権一括法が成立し、地方分権の推進が実行の段階に入った。その中で本市は平成14年4月を目途に「中核市」移行に向けて取り組んでおり、本市の責任や果たすべき役割は、ますます重要なものになってくる。

また、一方、本市は、平成10年12月「古都奈良の文化財」が世界遺産として登録され、今後とも、この恵まれた環境の中で、その歴史と新しい市民文化の調和を図っていかなければならない。

このような状況から、事務事業の見直しや、経費の節減合理化など徹底した行政改革に取り組み、21世紀を展望したまちづくりを推進しなければならない。

本市の行政改革は、これまでも昭和60年と平成8年の2度にわたり、「奈良市行政改革大綱」を策定し、全庁的に積極的に取り組んできたが、今後も引き続き次の項目を基本方針として推進していくことが必要である。

- 1 行政改革の推進に当たっては、「奈良市基本計画」との整合性に十分留意するとともに、社会経済情勢の急激な変化に対しては柔軟かつ迅速な対応を図る。
- 2 現状の厳しい財政状況に鑑み、市税等の自主財源の確保と財政の計画的効率的な運営に一層努め、徹底して無理、無駄を排除し、財政の健全化を図り、必要な施策については、重点的な配分を行う。
- 3 行政改革の実施に当たっては、全庁あげて取り組みを図り、市民、市議会をはじめ関係方面の理解と協力を得られるように努める。特に市民との関係においては、それぞれの責任領域を明確にし、相互に協力しあいながら、施策の推進を図る。
- 4 中核市としての体制を確立するとともに、世界遺産を生かした魅力あるまちづくりを推進する。

第2 推進期間

平成12年度を初年度として平成15年度までの4年間とする。

大綱に基づき実施する推進事項については、行財政改善推進委員会を中心に、各執行機関等を含む全庁的体制で臨み、着実な改革実施の推進に努め、その完遂を期するものとする。

第3 推進事項

推進事項として次の8項目を掲げる。

- 1 事務事業の見直し
- 2 組織・機構の再編
- 3 定員管理及び給与の適正化の推進
- 4 人材育成の推進及び多様な人材の確保
- 5 情報技術の活用等による行政サービスの向上
- 6 開かれた市政と公正な行政運営の推進
- 7 自主財源の確保と経費の節減合理化等の推進による財政の健全化
- 8 会館等公共施設の効率的な設置及び管理運営の推進

1 事務事業の見直し

事務事業については、予算編成時に1課1改善等できる限りの見直しを実施してきたが、以前にも増して厳しい財政状況から、さらにその緊急性、必要性について吟味検討を加え、徹底した見直しを実施する。事務手続についても、簡素化、効率化を引き続き推進する。

- (1) 事務事業を改めて見直し、その執行管理について行政関与の必要性、受益と負担の公平確保、行政効率、効果等を勘案して一層の整理合理化を図るとともに、重点項目を定めるなど計画的に推進する。
- (2) 既に計画し、又は着手した事業であっても、必要性、効果等を十分勘案して、その推進について判断する。なお、国庫補助事業等についても、その必要性等を十分勘案する。
- (3) 市民の複雑多様化する行政需要や新たな行政課題に対応するために、事務事業の目的や効果を客観的に評価できる行政評価システムや、企業会計方式とりわけバランスシートの導入を検討する。
- (4) 許認可等については、規制緩和の趣旨を踏まえ廃止、緩和等、見直しを図り、事務手続についても市民サービスの向上という観点からできる限り簡素化を図る。
- (5) 民間委託については、その必要性、効果等から、さらに見直しを行い、これの推進を図るとともに、PFIの導入などによる民間活力の活用について検討する。
- (6) 市民のニーズの多様化に伴う行政の広域化に対し、効率的かつ的確に対応する広域行政の推進を図る。
- (7) 補助金については、行政の責任分野、経費負担のあり方、効果等から、引き続き整理、統合、廃止等、合理化を図るとともに、その配分についても検討する。
- (8) 公共工事については、国の「公共工事コスト縮減に関する行動指針」に則り、適切な設計単価、予定価格の設定等、コスト縮減に積極的に取り組む。また、公共工事に係る入札・契約手続について、その透明性と公平性の確保等、一層の改善を図る。

2 組織・機構の再編

これまでも、組織・機構全般にわたる総点検が実施されてきたが、中核市移行に伴う権限移譲に対処する上においても、引き続き見直し、簡素で効率的な組織・機構への再編等を図る。

- (1) 新たな行政課題や市民の多様なニーズに即応した施策を機能的に展開できるよう、組織・機構について、総合調整機能及び横の連携の強化を図る。
- (2) 組織・機構の見直しに当たっては、スクラップ・アンド・ビルドの徹底を図るとともに、既存の組織・機構についても、従来のあり方にとらわれることなく、事務事業を円滑に遂行できる簡素で効率的なものとする。
- (3) その他出先機関、各種審議会等についても、実情に応じ合理化を図る。
- (4) 公社等、市の関連する法人については、設立の目的、活動の実態、果たしている機能等について見直しを行い、統廃合等実情に応じた改善を図る。

3 定員管理及び給与の適正化の推進

今後予想される新規の行政需要に対しても、極力定員の縮減を行うとともに、増員を抑制し、適正な定員管理を一層推進する。また、給与決定の原則に基づく給与の適正化に努める。

- (1) これまでの実績、今後の中核市移行を踏まえ、定員適正化計画の見直しを図り、定員管理を推進する。
- (2) 事務事業の見直し、組織・機構の再編、民間委託、情報技術の活用等を進めることにより、適正な定員管理を一層推進する。
- (3) 職務と責任に応じた、働きがいのある給与制度の維持に努める。

4 人材育成の推進及び多様な人材の確保

地方分権を進める上で必要な人材育成を推進するとともに、新規の行政需要に対応するため、専門職等多様な人材の確保に努める。

- (1) 人材育成に関する基本方針を策定し、職員の能力開発を効果的に推進する。

(2) 人材の育成に当たっては、職員の政策形成能力や、創造的能力等の向上を図るため、実効ある研修の充実に努める。

(3) 保健、福祉等の分野での専門職を計画的に採用するなど、多様な人材の確保に努める。

5 情報技術の活用等による行政サービスの向上

高度情報通信技術の進展に対応し、情報技術の活用等を計画的に推進する。また、市民に身近な窓口行政サービスにおいても、その一元化を検討するなど市民の利便性の向上を図る。

なお、これらの推進に当たっては、プライバシーの保護をはじめ、セキュリティ対策に最大限配慮する。

(1) 電子計算処理については、その業務の必要性を勘案し、引き続き推進する。

(2) 市民とのコミュニケーションを促進するため、インターネット等の活用による行政情報の伝達の充実に努める。

(3) 情報システムやネットワークを活用し、事務手続の簡素化、迅速化、広域化等を進める。

(4) 市民の立場に立った行政サービスの向上を図るため、窓口の一元化に向け、庁内外関係部局の連携強化を図る。

6 開かれた市政と公正な行政運営の推進

行政手続制度や情報公開制度などを活用することにより、一層開かれた市政と公正な行政運営の推進を図る。

(1) 行政手続制度については、同法及び同条例の適正な運用に努める。

(2) 情報公開条例を適正に運用し、行政文書の開示のほか、情報提供の充実に努め、市民への情報公開の総合的な推進に努める。

(3) 中核市への移行に向け、外部監査制度の導入について検討する。

7 自主財源の確保と経費の節減合理化等の推進による財政の健全化

依然として厳しい財政状況から、自主財源の確保と経費の節減合理化等により、財政の健全化を図る。

- (1) 歳入の根幹をなす市税については、適正かつ着実な徴収の実施を図るとともに、その他の収入についても、受益者負担の適正化を図り、自主財源の確保に努める。
- (2) 経費全般について、徹底的な見直しを行い、その節減合理化を図るとともに、予算の厳正な執行を図る。
- (3) 市が直面する政策課題に対応した施策の重点的な推進に留意しつつ、自主的、かつ、計画的に財政の健全化を図る。

8 会館等公共施設の効率的な設置及び管理運営の推進

会館等公共施設については、より一層効率的な設置及び管理運営の推進を図る。

- (1) 既存の公共施設については、広域的利用、需要の多い利用目的への転用等できる限りの有効利用を図る。
- (2) 公共施設の新設に当たっては、その施設の役割、機能等について、多角的に検討し、その重点化を図る。また、類似関連施設の統廃合、複合化を検討する。
- (3) 公共施設の管理運営については、サービスの向上と運営の効率化を図るため、公共施設間の連携、管理委託、ボランティア等との協力体制を推進する。